

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	流水の占用の登録
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第23条の2
法令の規定	<p>【河川法第23条の2】 前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第26条第1項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。</p> <p>【河川法施行令第14条の2】 法第23条の2の政令で定める流水は、ダム又は堰（第2号において「ダム等」という。）から専ら次に掲げる場合に放流される流水とする。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。 二 ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。 三 法第23条の許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき。
審査基準	<p>以下の登録の拒否に係る要件に該当しないこと。</p> <p>【河川法第23条の4】 河川管理者は、第23条の2の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。 二 申請者が第75条第1項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。 三 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。 四 第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

	<p>【河川法施行規則第11条の4】</p> <p>法第23条の4第5号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 令第14条の2に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、次に掲げる者の同意を得ていない場合</p> <p>イ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有について法第23条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者</p> <p>ロ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する令第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者</p> <p>二 令第14条の2に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じさせる場合</p> <p>三 申請に係る流水の占有に係る水利使用に関して必要な法第24条又は第26条第1項の許可を受ける見込みがない場合</p> <p>四 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている場合</p>
標準処理期間	未設定
処分担当所属	土木部河川課
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	